

大宜味村農業委員会だより



夏に向けて熱中症対策をしっかりとしましょう！



第 17 期第 20 回農業委員会総会結果 開催日：4 月 25 日

番号	議案	件数	可決数
62	農用地利用集積計画（一括方式）の承認について（農業経営基盤強化促進法）	4	4
63	農地法第 3 条の規定による許可申請書について	1	1

4 月の申請地域 喜如嘉・田港・津波

各種申請締切日は毎月
10 日を基準としています。
(土日祝の場合はその後日となります。)



農業を始めるにあたっての心構えについて

産業振興課農政係 新規就農担当

1. あなたのやる気は本物ですか？

農業は自然相手の仕事で、災害で農作物が収穫が出来なくなることもあり、農業で生計を立てるには**強い意志と覚悟**が必要です。明確な目標とそれを**実現する計画**について事前に考えておきましょう。

2. 農業技術・知識は習得していますか？

作物の栽培や農業機械の使用など、農業を始めるには多くの知識と技術と経験が必要です。このために就農前に研修をしっかりと行い、**必要な知識・技術や経営能力**を身につけておきましょう。

3. 自己資金を確保していますか？

農業を始めるには、施設、機械を購入するための資金や**運転資金**さらに、満身に収益を得られるようになるまでの**生活資金**が必要になります。全国の調査で新規就農の際にかかった**資金は平均 774 万円**だったという調査結果が出ておりますので、余裕を持った資金計画を立てておきましょう。

4. 地域との話し合いや交流がありますか？

新たに農業を始めることは、就農地や居住地の一員になることであり、地域住民（農業者等）との信頼関係を築き上げていくことが大切です。そのため、地域の行事等には積極的に参加するなど、**地域社会に溶け込む努力**をしていきましょう。

5. 農地について関連法規等を確認していますか？

農地を借りる又は買う時や農地に農具小屋を建てる時は、**農地法・農業経営基盤強化促進法・農業振興地域に関する法律**が関係します。また自己所有の農地でも住宅を建てる際は**農地転用**などの手続き（農業委員会）が必要となりますので事前に確認しておきましょう。

6 月は 農業者年金加入推進強化月間 !!

農業者年金とは？……農家のことを知り尽くした、農家のための年金です

サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金（基礎年金）への上乗せがあります。一方、農業者は豊かな老後の生活のためには国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます



※さらに、年間 60 日以上農業に従事する **60 歳以上 65 歳未満の国民年金の任意加入者**も加入できます。

農業者年金の 6 つのポイント

- ①農業者の方なら広く加入できる。
- ②積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。
- ③保険料は月額 2 万円（35 歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1 万円）から 6 万 7 千円の間で自由に決められる。
- ④終身年金。80 歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある。
- ⑤税制面の優遇措置がある。
- ⑥一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある。

農業者年金の受給額の計算(例)

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料納付総額	年金額 (万円/年額)		想定される受給総額 (万円)	
				男性	女性	男性	女性
20 歳	40 年	1 万円	780 万円	58	49	1,243	1,315
		2 万円	960 万円	76	64	1,635	1,730
30 歳	30 年	1 万円	660 万円	45	38	968	1,024
		2 万円	720 万円	50	43	1,085	1,148
40 歳	20 年	2 万円	480 万円	30	25	642	680
50 歳	10 年	2 万円	240 万円	13	11	286	303

● J Aおきなわ大宜味支店 金融課 農業者年金担当 ☎ 0980-44-3133 ● 大宜味村農業委員会事務局 ☎ 0980-44-3477

農地利用状況調査と利用意向調査および非農地通知について

農業委員会では毎年、農地法第 30 条に基づき農地一筆ごとに利用状況を現地において調査を行っております。この結果をもとに耕作放棄されている農地について農地所有者又は利用者に「**利用意向調査書**」を送付し今後の意向について調査を行います。農地を貸したいと回答のあった農地については、関係機関を通して、農地の利用を希望している農家さんが期限を決めて利用出来るように設定を行い、農地の活用が出来るようになります。

また、山林化または原野化等によって農地として再生が不可能な農地については、再度現地調査を行い「**非農地通知書**」を農地所有者へ送付し、農地台帳を整理します。農地所有者は「**非農地通知書**」を法務局へ持っていくことでその土地の登記地目を田又は畑以外の地目へ変更することが出来ます。

これらの作業をとおして、農業委員会が守るべき農地を把握するための農地台帳を整備し、今後の農地行政さらには農業振興に役立てていく予定です。

